

【概要版】

# 第二次天童市地域福祉計画

平成29(2017)年度～平成36(2024)年度



## ◆ 計画の目的

地域福祉計画は、誰もが住み慣れた地域で、助け合いや支え合いにより安心して暮らしていくよう、地域の一人ひとりが地域福祉の推進を目指していく計画です。

そのためには、私たちが住んでいる地域に広がっている多様な福祉ニーズをとらえ直し、自助、互助、共助及び公助の助け合いにより、お互いに協働し、連携しながら、福祉を通して地域の活性化を図っていくことが大切です。

このような地域における福祉の機運を高め、その課題を解決するための方策や仕組みづくりの方向性を示すことが、地域福祉計画の目的です。

### 【協働】

目的や課題解決の実現に向けて、市民と地域と行政がともに協力していくこと。

### 【自助】

市民(個人・家族)

### 【互助】

友人や近所、職場の仲間などの身近なつながり

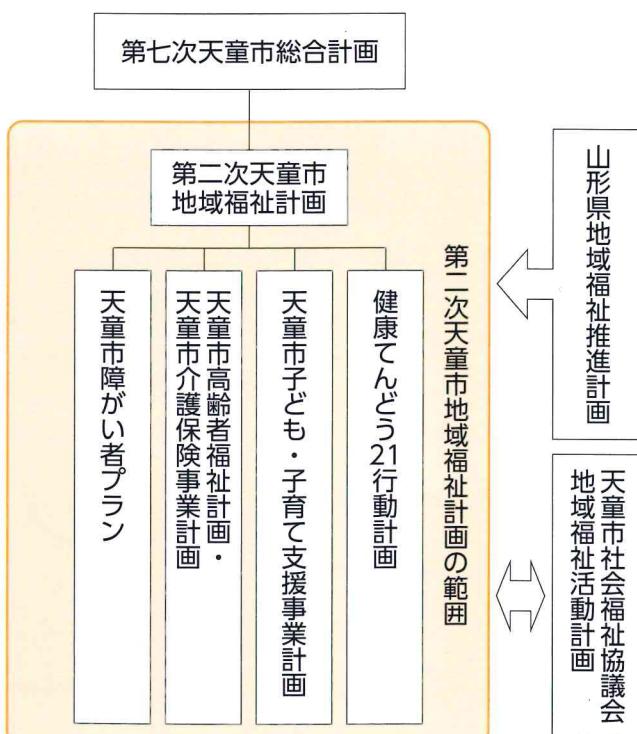
### 【共助】

地域や団体、事業所など

### 【公助】

行政による公的な支援や保険制度などの制度化された相互扶助

## ◆ 計画の位置付け



第二次天童市地域福祉計画は、第七次天童市総合計画を踏まえ、天童市障がい者プラン、天童市高齢者福祉計画・天童市介護保険事業計画、天童市子ども・子育て支援事業計画及び健康てんどう21行動計画（以下「個別計画」という。）の上位計画として位置付けられるものです。

また、この計画は、地域福祉の推進の理念に基づいて相互につながり、個別計画の施策が効果的に実施されるための潤滑油の役割を果たすものであり、この計画の目標値の達成などに係る施策の推進については、個別計画において実施していくことが基本となります。

## 基本理念

# 心がふれあい かよいあい 安心して 豊かに暮らせるまち

## 基本目標 1

### みんなが地域や福祉に関心をもてるまち

#### 取組

#### 市民の主な役割

#### 仲間・地域の主な役割

#### 行政の主な役割

**お互いに人権を尊重します**

- 進んであいさつをします
- 思いやりの気持ちを持つて人に接します

**地域福祉に対する理解を深めます**

- 地域福祉や共生社会について理解を深めます
- 地域の人々と信頼関係を築きます

**地域活動に参加します**

- 地域のことに関心をもち、その現状や課題を理解します
- 地域の活動に積極的に参加します

**地域活動の担い手を育て、ネットワークづくりを進めます**

- 自らの知識や経験、技術を地域活動に生かします
- 一人ひとりが地域のためにできることに着実に取り組みます

**● 構極的に声をかけ合い、仲間の変化に気付きます**

- 地域での交流を深め、お互いの立場を認め合う心を育てます

**● 地域いきいき講座などを活用し、地域福祉や共生社会について学びます**

- 地域に密着した活動に取り組みます

**● 誰もが参加しやすい活動を行います**

- 人々のふれあいを大切にする地域行事を行います

**● 地域の行事や活動を通して、地域の人材を育成します**

- 各種団体と連携を深め、協働のための話し合いを行います

**● 人権意識の高揚を図るために、啓発活動を行います**

- 虐待の通報があった場合は、関係機関と連携し、迅速に対応します

**● 地域福祉や共生社会について学ぶ機会を提供します**

- 学校教育や生涯学習を通して福祉意識の高揚を図ります

**● 地域活動を推進する交流の場を増やします**

- 地域づくり委員会活動を支援します

**● 地域のリーダーを育成するため、講座などの充実を図ります**

- 各種団体との連携を深め、その活動を支援します

## 基本目標 2

### みんなの力でともに支え合うまち

#### 取組

#### 市民の主な役割

#### 仲間・地域の主な役割

#### 行政の主な役割

**● 一人で悩まず、民生委員・児童委員や相談機関に相談します**

**● 困っている人を見かけたら、相談相手になります**

- 地域で困りごとが発生したら、みんなで解決するよう努力します

**● 社会福祉協議会や民生委員・児童委員の活動を支援します**

- 包括的な相談支援体制の充実を図ります

**● 子どもたちの規則正しい生活リズムづくりに取り組みます**

- 子育てサークルなどの活動に参加します

**● 子どもたちの声に耳を傾け、一緒に活動します**

- 地域全体で子どもたちを見守ります

**● 子どもたちの豊かな人間形成と安心して子育てができる体制を整備します**

- 保育を必要とする子どもたちの受け皿を整備します

**● 高齢者が自ら進んで地域の行事や活動に参加します**

**● 地域の一人暮らしの高齢者を見守ります**

- 高齢者の生きがいづくりを図るため、世代間交流事業などを積極的に実施します

**● 高齢者の社会参加の促進や学習機会の充実を図ります**

- 介護予防事業を効果的に実施します

**● 障がいに対する正しい理解を努めます**

- 障がい者が自ら進んで地域の活動に積極的に参加します

**● 地域と連携を図りながら、障がい者との交流を深めます**

- 地域社会福祉協議会などと連携を図りながら、障がい者を見守ります

**● 障がいに対する正しい理解を深めるための啓発活動を行います**

- 障がい者の就労を支援します

**● 日ごろから防災意識を持って行動します**

- 自力で避難することが困難な場合には、要支援者として登録します

**● 地域の要支援者の把握に努めます**

- 地域における支援体制を整備します

**● 自主防災会などと要支援者の情報を共有し、その活用を図ります**

- 指定避難所などのバリアフリー化を促進するとともに、福祉避難所を充実します

**● 福祉に関する情報に関する情報を提供します**

- 福祉サービスを必要としている人を見かけたら、積極的に相談を受けます

**● 地域いきいき講座などを活用し、福祉サービスについて学習します**

- 回覧板などを有効に活用し、福祉サービスに関する情報を住民に提供します

**● 広報誌やホームページなどを活用し、分かりやすい情報を提供します**

- 高齢者や障がい者などに配慮した情報の提供に努めます

**● 地域のつながりを大切にします**

- 地域のボランティア活動に積極的に参加します

**● 地域の課題は地域で解決することができるよう努力します**

- 地域社会福祉協議会が行う活動に協力します

**● 「助け合いの精神」の啓発を行います**

- 社会福祉協議会が設置するボランティアセンターの機能を充実します

## 基本目標 3

### みんなが地域で安心して暮らせるまち

#### 取組

#### 市民の主な役割

#### 仲間・地域の主な役割

#### 行政の主な役割

**誰もが安心して暮らせる住み良いまちをつくります**

- 困っている人を見かけたら、進んで手伝います
- ユニバーサルデザインについて理解を深め、暮らしから取り入れます

**災害時や緊急時にお互いに助け合います**

- 日ごろから被害を最小限に抑える「減災」に努めます
- 避難場所や避難経路などをあらかじめ確認しておきます

**健康づくりを推進し、健康寿命を延ばします**

- 自らの健康づくりに積極的に取り組みます
- バランスの良い食事を心掛けます

**● 地域の中にある不便な個所の実情を把握します**

- ユニバーサルデザインによる地域づくりを進めます

**● 地域の各団体が連携しながら、自主防災会の充実を図ります**

- 地域の防災意識を高め、緊急時にはお互いに助け合います

**● 地域の行事を通して、健康づくりへの意識を高めます**

- 地域住民の体力づくりを図るために運動習慣の普及に努めます

**● 「こころのバリアフリー」化に関する啓発を行い、意識の高揚を図ります**

- 生活困窮者に対する自立支援制度を充実します

**● 災害に強いまちづくりを推進します**

- 災害時の支援体制を整備します

**● 食生活や運動に関する正しい知識を、地域や学校に提供します**

- こころの健康づくりの推進を図ります

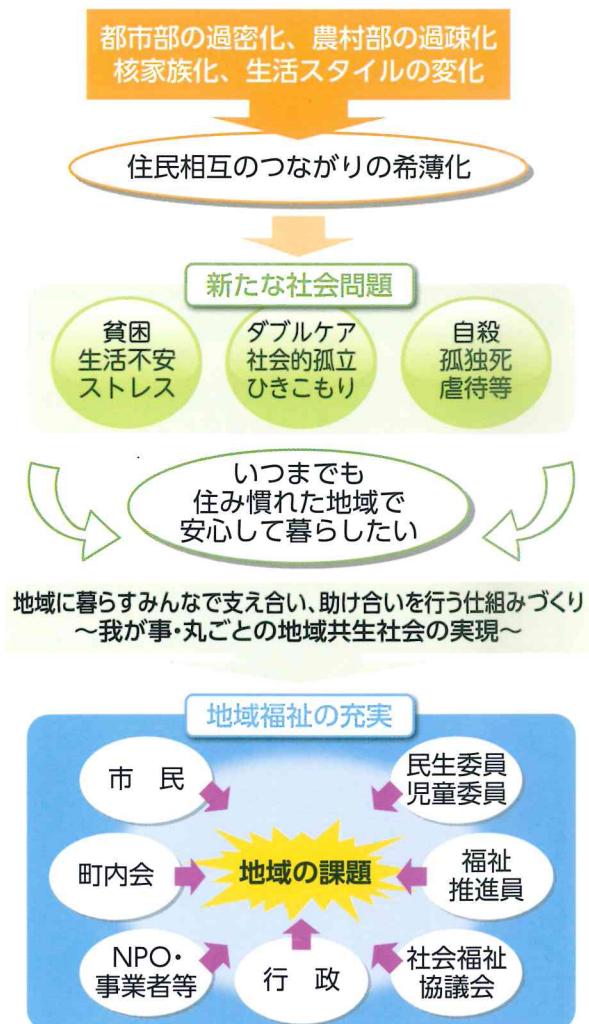


## ♪ 地域福祉のイメージ

近年、私たちを取り巻く社会情勢は、少子高齢化による核家族化などの進展により大きく変化し、「家庭や地域においてお互いが支え合う」という、これまでの社会的なつながりが薄れています。また、貧困や生活不安、ストレスなどが増大し、全国的には、ホームレスの高齢化や若者の自殺、ひきこもりなどの様々な問題を抱えています。

また、75歳以上の高齢者や障がい者などのいわゆる「社会的に立場が弱い者」が地域の中で孤立したり、子育て中の保護者が子育てに対して経済的又は精神的な負担感を抱いたりするなどの多様な課題をその背景として、福祉の充実に対する市民のニーズは、年々高まっています。

このような状況を踏まえ、一人ひとりの市民が幸せな地域生活を送るためにには、これまでのような行政主導の福祉サービスだけでなく、地域に暮らす人々がみんなで支え合い、助け合っていくことが必要となってきます。時代に合った新しい地域福祉の形をみんなで構築し、温もりのある地域社会に再生していくことが求められています。



## ♪ 相談窓口のご案内

相談窓口	内 容	連絡先
市 社 会 福 祉 課	障がい者福祉、生活保護など	
市 保 險 給 付 課	介護保険サービス、介護予防・その他サービス、国民健康保険など	天童市役所（代表） ☎023-654-1111
市 子 育 て 支 援 課	保育所などへの入所、子育て及びひとり親家庭など	
市 健 康 課	保健事業、健康づくり、母子保健、子育て発達支援など	天童市健康センター ☎023-652-0884
天童市社会福祉協議会	地域社会福祉協議会、いきいきサロン、福祉サービス利用援助、ボランティア事業、福祉資金、法律相談、福祉推進員活動など	天童市総合福祉センター ☎023-654-5156
天童市生活自立支援センター	生活困窮に関する相談、自立に向けた支援プランの作成や継続的な支援など	
天童市地域包括支援センター中央	高齢者に関する相談 担当地域：天童中部、天童北部、成生、津山、田麦野、山口（市立公民館単位）	☎023-658-8190
天童市地域包括支援センターめいこうえん	高齢者に関する相談 担当地域：天童南部、蔵増、寺津、高瀬、長岡、干布、荒谷（市立公民館単位）	☎023-664-0600

お問い合わせ先

天童市健康福祉部社会福祉課

〒994-8510 山形県天童市老野森一丁目1番1号  
TEL. 023-654-1111 (内線762) FAX. 023-654-2482  
e-mail. kourei@city.tendo.yamagata.jp